

令和元年 2 月吉日

地方代表団体及び全国組織関連団体
事務局 御中

剣道稽古中あるいは試合・審査中等に発生した 重大事故の届け出について

全日本剣道連盟 医・科学委員会
委員長 宮坂 信之

拝啓

貴剣道連盟におかれましては、日頃から全日本剣道連盟の活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

昨今、剣道の稽古中あるいは試合審査中等に重大事故が散発的に起こっています。

全日本剣道連盟としては、剣道の安全性を重んじ、「生涯剣道」を願う観点から、剣道における重大事故に強い関心を持っています。

そこで、今後、全日本剣道連盟として、この重大事故の頻度、その内容の把握、さらに医・科学委員会にて調査結果の分析を行い、対応策・予防策を作り上げることを目的として、情報収集の充実を図ることとしました。

報告いただく剣道における重大事故とは、剣道の稽古あるいは試合中に起こった事故で、入院を要するもの、あるいは入院治療と同等の治療を受けた場合を意味します。

その例として次のものなどがあります。

- 1) 頭部あるいは頸部などの打撲による障害（脳震盪を含む）
- 2) 突きによる喉頭部を含む障害あるいはそれに起因する二次的障害
- 3) 竹刀の破損による眼外傷
- 4) 熱中症（救急入院となった場合）
- 5) アキレス腱などを含む腱断裂（入院となった場合）
- 6) その他の理由で入院以上の処置が必要だった場合（稽古中・試合中の脳卒中、心筋梗塞、心停止などで入院ないしは死亡した場合を含む）

各剣道連盟におかれましては、このような重大事故が剣道の稽古あるいは試合・審査中等に発生した場合には、全日本剣道連盟重大事故報告フォームにより、事故発生 1 週間以内に届出をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、後日、全日本剣道連盟事務局から詳細確認・調査のために連絡させていただく場合もあります。その旨ご了承下さい。

報告された個人情報保護されます。全日本剣道連盟は個人情報を分析以外の目的では一切、利用いたしません。

敬具